

## 前回ビジョンにおいて位置づけられた施策への対応状況

前回ビジョンにおける施策の位置づけ			(D) 主な対応状況	(E) 施策の評価
(A) ビジョンの4本柱	(B) 施策	(C) 具体の記載		
1. 大規模自然災害に強い港湾・海岸	・津波や高潮災害から人命、財産を守る（ハード） ・大規模地震発生時における海上輸送機能や避難拠点の確保	・海岸保全施設の整備、湾口防波堤の整備、施設の耐震化等のハード対策 ・船舶による緊急物資などを輸送する拠点としての機能の確保 ・避難などに資する広場や緊急物資の保管基地などの防災拠点としての機能確保	・海岸保全施設の整備について、高松港海岸、須崎港海岸、撫養港海岸、高知港海岸等において実施している。 ・防波堤の粘り強体化について、高知港、須崎港、宿毛湾港において実施している。 ・耐震強化岸壁について、徳島小松島港等で完了し、東予港において暫定供用したほか、久礼港等において実施している。（耐震強化岸壁の整備率：7港9バース30%（H19.4）→15港19バース63%（R元.5）） ・全ての四国管内沿岸市町村において、津波ハザードマップを策定・公表した。（ハザードマップの公表率：70%（H18.11）→100%（R元.5）） ・全ての重要港湾において、港湾BCPを策定した。 ・関係機関との連携強化と実効性の向上を図るため、大規模地震・津波を想定した航路啓開に関する訓練を毎年実施している。	・大規模自然災害への対応については、前回ビジョンに基づき、 <u>海岸保全施設や耐震強化岸壁の整備が一定程度進展している他、ハザードマップの公表や港湾BCPの策定等が完了している</u> 。更に、東日本大震災を踏まえた防波堤の粘り強体化も進展している。一方で、気候変動による高潮・高波・台風等の自然災害リスクの高まり等を踏まえ、対応を追加する必要があると考えられる。
	・津波や高潮災害から人命、財産を守る（ソフト） ・関係機関の連携による総合的な防災対策 ・大規模自然災害を想定した防災訓練の実施	・ハザードマップの策定、防災意識の向上、港湾貨物や船舶の流出対策等のソフト対策 ・事業継続計画（BCP）等を通じた関係機関の連携、防災訓練やイベントの開催	・「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成16年法律第31号）」に基づき、四国管内の全ての対象施設において適切な港湾保安対策を実施している。	・テロ対策等については、前回ビジョンに基づき、 <u>港湾保安対策による必要な対応を実施</u> しているところであり、 <u>引き続き対応を継続する必要がある</u> と考えられる。
	・テロ対策等、港湾の安全を守る	・埠頭保安設備の整備等の保安対策		
2. 産業競争に強い四国を支える港湾	・四国の港湾の機能分担 ・東アジア物流の準国内輸送化に対応した外貿コンテナ貨物等の輸送効率化 ・産業競争力確保のためのバルク貨物輸送の効率化等 ・臨海部産業の支援	・それぞれの港湾がもつ特徴を活かした、効果的かつ効率的な港湾整備 ・航路の就航や貨物量の増加に対応した施設の充実 ・国際フェリーや国際RORO船の就航 ・大水深の多目的国際ターミナルの整備 ・国際競争力を有する企業に対する支援 ・瀬戸内海航路における航路整備	・各港の物流、貨物形態（外貿コンテナ、国際フィーダー、バルク、フェリー・RORO等）に応じ、阪神港等や背後の道路とも連携しつつ、物流コストの低減等に資する港湾整備を実施している。 ・船舶大型化や輸送の効率化等に対応した国際物流ターミナルの整備について、三島川之江港等で完了しており、高松港、松山港、高知港で実施している。 ・港湾管理者が実施する荷役機械等の整備への支援について、新居浜港等で完了したほか、三島川之江港で実施している。 ・国際コンテナ港湾への集貨について、国際フィーダー航路・貨物に対する取り組みをより一層充実すよう、港湾局から各港湾管理者へ要請した。 ・来島海峡航路、備讃瀬戸航路において、開発保全航路の指定区域をそれぞれ拡大し、整備・保全を実施している。	・コンテナ貨物、バルク貨物等への対応については、前回ビジョンに基づき、 <u>国際物流ターミナルの整備等による必要な対応を実施</u> しているところであり、 <u>引き続き対応を継続する必要がある</u> と考えられる。
	・国内物流、人流の効率化	・フェリー・RORO船等内航船の大型化に対応したターミナル整備 ・幹線道路網とのアクセス向上や内航海運の支援	・船舶大型化に対応した複合一貫輸送ターミナルの整備について、徳島小松島港、東予港において実施している。	・国内物流、人流の効率化については、前回ビジョンに基づき、 <u>複合一貫輸送ターミナルの整備等の必要な対応を実施</u> しているところであるが、 <u>トラックドライバー不足等を背景とした海上輸送需要の増加等を踏まえ、対応を追加する必要がある</u> と考えられる。
	・産業構造の変化等に対応した臨海部産業の再編 ・臨海部産業の国際競争力強化のための港湾政策	・港湾背後地の再開発による魅力的な立地環境の整備 ・臨海部工業地帯のリノベーションに資する施策を集中的に実施する「産業競争力強化ゾーン（仮称）」の形成	・港湾管理者が実施するふ頭用地整備への支援について、高知港等で完了したほか、高松港等で実施している。 ・工業用地整備への支援について、高松港等で完了したほか、徳島小松島港等で実施している。	・臨海部産業への対応については、前回ビジョンに基づき、 <u>ふ頭用地整備等への支援等の必要な対応を実施</u> しているところであるが、 <u>情報通信技術の進展等による産業付加価値の変化や農林水産物輸出等港湾を活用した新たなニーズの発生等を踏まえ、対応を追加する必要がある</u> と考えられる。
	・港湾情報化の推進	・港湾EDIやNACCS等の相互接続によるシングルウィンドウ化	・港湾EDIシステムをNACCSに統合し、関係6府省7システムの統一電子申請で全ての手続きが行えるよう、港湾局等において対応した。	・港湾情報化の推進については、前回ビジョンに基づき、 <u>必要な対応が完了しているが、港湾の完全電子化実現に向けた取り組みの進展等を踏まえ、対応を追加する必要がある</u> と考えられる。
3. 人々の暮らしと調和した港湾・空港・海岸	・放置艇対策の推進	・小型船のみだりな放置の規制と適切に収容できる施設の確保	・「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」に基づき、港湾局等において、係留・保管施設の整備への支援等を実施している。（放置艇数：10,157艇（H18d ※港湾区域）→4,601艇（H30d ※港湾区域））	・放置艇対策の推進については、前回ビジョンに基づき、 <u>係留・保管施設の整備への支援等の必要な対応を実施</u> しているところであり、 <u>引き続き対応を継続する必要がある</u> と考えられる。
	・みなどを活かした地域づくり、みなど観光の推進	・他の観光資源とのパッケージ化による「みなど観光」の進展 ・海洋性レクリエーション活動の支援、良好な港湾景観の形成、防災啓発等 ・瀬戸内海の魅力を活かした広域的なクルージングによる体験型観光 ・「瀬戸内海・海の路ネットワーク推進協議会」の活動推進 ・港湾施設・海岸施設のバリアフリー化の進展	・みなどオアシスとして、「みなどオアシス久礼」や「みなどオアシスマリンパーク新居浜」等が新たに登録されている。 ・「瀬戸内・海の路ネットワーク」において、瀬戸内海のクルーズ振興等に向けた支援を実施している。 ・「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）」に基づき、バリアフリー化を促進している。	・みなど観光の推進については、前回ビジョンに基づき、 <u>みなどオアシスの追加登録等の必要な対応を実施</u> しているところであるが、 <u>外国人宿泊者数やクルーズ船の寄港回数の増加等を踏まえ、対応を追加する必要がある</u> と考えられる。
4. 環境と調和した港湾・海岸	・海域環境の維持改善	・瀬戸内海の海面に浮遊するゴミや油の回収 ・水質監視の継続 ・海岸清掃を行うリフレッシュ瀬戸内の展開	・瀬戸内海において、海洋環境整備船による漂流物の回収を実施している。 ・瀬戸内海総合水質調査について実施している。 ・「瀬戸内海・海の路ネットワーク推進協議会」において、リフレッシュ瀬戸内を実施している。	・海域環境の維持改善については、前回ビジョンに基づき、 <u>海洋環境整備船による漂流物の回収等の必要な対応を実施</u> しているところであり、 <u>引き続き対応を継続する必要がある</u> と考えられる。
	・瀬戸内海の環境保全・修復	・干潟の再生 ・覆砂による環境修復 ・海域環境保全技術の技術開発	・備讃瀬戸航路の浚渫において発生した良質な砂について、覆砂や人工海浜の造成等に有効活用している。 ・須崎港で鉄鋼スラグを活用した藻場造成の実証実験について、須崎港において実施している。	・瀬戸内海の環境保全・修復については、前回ビジョンに基づき、 <u>浚渫土の覆砂等の必要な対応を実施</u> しているところであるが、 <u>「パリ協定」等の地球環境に関する新たな国際的な枠組みの発効等を踏まえ、対応を追加する必要がある</u> と考えられる。
	・循環型社会の形成・港湾物流のグリーン化への支援	・循環資源取扱支援施設の整備 ・海面処分場の確保	・三島川之江港がリサイクルポートに指定されており、古紙等の循環資源の取扱量の状況に応じて、港湾管理者において施設整備について検討することとしている。 ・海面処分場の整備について、高松港で完了しており、内海港等で実施している。	・循環型社会の形成等については、前回ビジョンに基づき、 <u>海面処分場の整備等の必要な対応を実施</u> しているところであるが、 <u>気候変動による高潮・高波・台風等の自然災害リスクの高まりや「パリ協定」等の地球環境に関する新たな国際的な枠組みの発効等を踏まえ、対応を追加する必要がある</u> と考えられる。

※空港に関する施策は、今回ビジョンの対象外であるため省略